

仕 様 書

件 名	令和3年度非常用発電機他保守点検整備	作 成 年 月 日	令和3年12月8日
		所 属	湯布院駐屯地業務隊
		作成者階級氏名	防衛技官 岐津 利都 ^支

1. 適用範囲 : 本仕様書は湯布院駐屯地において実施する非常用発電機他保守点検整備について適用する。

2. 実施場所 : 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地

3. 実施概要 : (1) 非常用発電機設備 (自動始動発電機盤を含む) の点検整備
 (2) 送油ポンプの点検整備
 (3) 軸流ファンの点検整備

4. 機器名 : (1) 非常用発電機設備 明電舎 ZK500 500KVA 1式
 (2) 送油ポンプ 川本製作所 DC3-20-MN0.4 2台
 (3) 軸流ファン テラル AES2-70-NI-e 2台

5. 一般事項 : (1) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施するものとする。
 (2) 請負者は実施にあたり、各関係法規及び諸法令を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施するものとする。
 (3) 請負者は、保守点検整備を実施した機器の保守点検作業報告書等を作成し担当官に提出するものとする。
 (4) 写真は保守点検実施前、完了後及び作業段階毎及び担当官の指示する箇所を撮影し提出するものとする。
 (5) 点検者は、自家用発電設備専門技術者等の十分な知見及び技能を有する者が実施し、免状もしくは講習終了証等のコピーを提出するものとする。
 (6) 本仕様書に記載なき事項でも当然保守点検整備が必要な事項及び担当官が軽微な事項を指示した場合には請負者の負担において実施するものとする。
 (7) 保守点検に際し、本作業外の箇所を汚・破損させた場合は速やかに担当官に報告するとともに請負者の負担において速やかに原型に復旧させるものとする。
 (8) 本仕様書及び点検実施時に疑義を生じた場合並びにその他不明な事項は担当官と協議しその指示に従い実施するものとする。

6. 特記事項 : (1) 各機器の製造者の定める点検項目、保守基準表、点検整備一覧表等の1年毎までの点検、整備を実施するものとする。
 (2) 各種交換部品については、全て新品とし製造者の純正部品又は製造者が推奨する部品を使用するものとする。
 (3) 本役務において発生した産業廃棄物 (廃油等) については、請負業者の責任において関係法令に基づき搬出、処分し、マニフェスト (E票) の写しを提出するものとする。
 (4) 点検の際、別途経費を必要とする不具合箇所があった場合は、見積書を添付し担当官へ報告するものとする。